

◇診療記録等の開示申請に必要な書類

2025年4月1日現在

患者本人	<ul style="list-style-type: none"> ・当院書式の診療記録等の開示申込書 ・患者の身分証明書 ※2
患者家族	<ul style="list-style-type: none"> ・当院書式の診療記録等の開示申込書 ・請求者の身分証明書 ※2 ・続柄を証明するもの（患者と親族との関係を証する戸籍謄本等や住民票：発行してから3ヶ月以内のもの）
法定代理人 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・当院書式の診療記録等の開示申込書（委任状の欄を必ず記入） ・請求者の身分証明書 ※2 ・同意書（原本） ・法定代理人であることを証明する書類
法律事務所・ 保険会社・ 委託会社など	<ul style="list-style-type: none"> ・当院書式の診療記録等の開示申込書（委任状の欄を必ず記入） ・請求者の身分証明書 ※2 ※3 ・（委託会社）委託元からの依頼書 ・同意書（原本） ・委任状 ・依頼文書

※1

法定代理人とは、親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた補佐人・補助人、不在者財産管理人、相続財産管理人 など。

親権者・患者が15歳以上の未成年の場合は、患者本人の意思を確認することを原則とする。

※2

身分証明書とは、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、個人番号カード（マイナンバーカード）等、その他公的機関の発行するもので、顔写真・氏名・生年月日の記載があるもの。

上記がない場合は健康保険証、年金手帳、介護保険証、会社の身分証名称または学生証、当院診察券、公的機関が発行した資格証明証のいずれか二つを確認する。

※3

法律事務所の場合は弁護士であることを証明出来るもの。保険会社の場合はその職員であることを証明出来るものが別途必要。